

令和 6 年度における福島地方裁判所の本庁及び支部並びに  
管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の  
代理順序及び開廷の日割等について

福島地方裁判所

(令和 5 年 12 月 19 日裁判官会議決議)  
(令和 6 年 3 月 15 日裁判官会議決議)  
(令和 6 年 4 月 12 日応急措置)

令和 6 年度における福島地方裁判所の本庁及び支部並びに管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の代理順序及び開廷の日割等を次のように定める。

第 1 本庁

1 裁判官の配置

(1) 第一民事部	裁判長	判 事	小川理佳
		判 事	吉岡正智
		判 事	荒井格
		判 事	園田稔
		判事補	飯田悠斗
		判事補	渡邊小百合
		判事補	小沼友美
(2) 第二民事部	裁判長	判 事	小川理佳
		判 事	足立拓人
			(郡山支部から填補)
		判 事	吉岡正智
		判 事	荒井格

判 事	園 田 稔		
判 事	百 瀬 玲		
(郡山支部から填補)			
判 事	菊 地 真 帆		
(郡山支部から填補)			
判 事 補	飯 田 悠 斗		
判 事 補	渡 邊 小百合		
判 事 補	小 沼 友 美		
(3) 刑事部	裁判長	判 事	島 田 環
		判 事	吉 岡 正 智
		判 事	荒 井 格
		判 事	園 田 稔
		判 事 補	飯 田 悠 斗
		判 事 補	渡 邊 小百合
		判 事 補	小 沼 友 美

## 2 裁判事務の分配

### (1) 第一民事部

- ア 民事事件全部。ただし、(2)、(3)のウ及び同オの事件を除く。
- イ 刑事部の裁判官に関する除斥、忌避事件
- ウ 精神保健審判員に関する除斥事件
- エ 民事事件についての支部、福島簡易裁判所及び相馬簡易裁判所の裁判官  
に関する除斥、忌避事件
- オ 民事事件（非訟事件を除く。）についての相馬支部及び白河支部の裁判  
所書記官（以下「書記官」という。）に関する除斥、忌避事件
- カ 相馬支部及び白河支部の民事調停委員に関する除斥事件
- キ 裁判上の準起訴手続により検察官から送付を受けた審判請求事件

ク 福島検察審査会がした起訴議決に係る事件について検察審査会法第41条の9第1項に基づき公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定する事務（同条第4項に基づき公訴の提起前において指定弁護士の指定を取り消す事務を含む。）

(2) 第二民事部

ア 民事控訴事件。ただし、破棄差戻事件を除く。

イ 再審事件

ウ 抗告事件

エ 第一民事部の事件の破棄差戻事件

オ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく次の事件

(ア) 不選任請求却下決定に対する異議申立事件

(イ) 裁判員等解任決定事件

(ウ) 裁判員等解任請求却下決定に対する異議申立事件

(エ) 選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議申立事件

(3) 刑事部

ア 刑事事件全部。ただし、(1)のイ、同キ、(2)のオ及び(4)のウの事件を除く。

イ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく処遇事件

ウ 第一民事部及び第二民事部の裁判官に関する除斥、忌避事件

エ 刑事事件についての支部、福島簡易裁判所及び相馬簡易裁判所の裁判官に関する除斥、忌避事件

オ 刑事事件についての相馬支部及び白河支部の書記官に関する除斥、忌避事件

カ 第一民事部の労働審判官、労働審判員及び民事調停委員に関する除斥事件

キ 裁判上の準起訴手続による付審判決定に基づく付審判事件及びその維持

に当たる者を弁護士の中から指定する事務

(4) その他

ア 支部の管轄区域に属する労働審判事件に関する事務は、本庁において取り扱う。

イ 支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく原記録の保管事務について

(ア) 傍受の原記録の保管事務は、本庁において取り扱う。

(イ) 傍受の原記録の保管事務は、島田裁判官が処理する。

ウ 執務時間外における令状請求事件、医療観察法に基づく処遇事件に係る執務時間外の鑑定入院命令手続（その機会に行う各種通知を含む。）及び連戻状の処理については、所長たる裁判官を除く全裁判官に分配する。

エ 相馬支部における勾留状発付後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の各事務並びにみなし勾留中の被疑者国選弁護人選任手続のうち、逆送決定後の選任請求、職権選任、複数選任及び解任の各事務は、本庁において取り扱う。

3 各部における事件の分配

第一民事部、第二民事部及び刑事部における事件の分配は、各部において定めるところによる。

4 裁判官の代理順序

第一民事部及び第二民事部の裁判長に差し支えがあるときは吉岡裁判官が、吉岡裁判官に差し支えがあるときは荒井裁判官が、刑事部の裁判長に差し支えがあるときは吉岡裁判官が、吉岡裁判官に差し支えがあるときは荒井裁判官が、それぞれこれを代理する。

本庁に保全命令及び保護命令の申立てがあった場合において、第一民事部の裁判官に差し支えがあるときは、刑事部の裁判官が填補して処理する。

本庁に準抗告の申立てがあった場合において、刑事部の裁判官に差し支えが

あるときは、第一民事部の裁判官が填補して処理する。

以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官の属する部の裁判官の中からその協議によりこれを代理する者を定め、これによることができないときは、他の部の裁判官の中からその協議によりこれを代理する者を定める。

## 第2 支部

### 1 相馬支部

(1) 裁判官の配置 判 事 岩 田 真 吾

(2) 裁判官の代理順序

岩田裁判官に差し支えがあるときは、本庁の吉岡裁判官が填補してこれを代理する。

### 2 郡山支部

(1) 裁判官の配置 裁判長 判 事 足 立 拓 人

裁判長 (代理) 判事 下 山 洋 司

判 事 岩 崎 理 子

判 事 百 瀬 玲

判 事 菊 地 真 帆

判 事 補 (職権特例) 本 村 理 絵

(会津若松支部から填補)

判 事 補 飯 田 悠 斗

(本庁から填補)

判 事 補 竹 田 美 波

### (2) 裁判事務の分配

ア 郡山簡易裁判所、白河簡易裁判所及び棚倉簡易裁判所の裁判官並びに民事事件についての福島富岡簡易裁判所の裁判官に関する除斥、忌避事件

イ 郡山検察審査会がした起訴議決に係る事件について検察審査会法第41

条の9第1項に基づき公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定する事務（同条第4項に基づき公訴の提起前において指定弁護士の指定を取り消す事務を含む。）

ウ 白河支部の管轄区域に属する次の事務

- (ア) 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件
- (イ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件
- (ウ) 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件
- (エ) 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件
- (オ) 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件
- (カ) 財産開示事件
- (キ) 第三者からの情報取得事件
- (ク) 執行雑事件
- (ケ) 夜間及び休日における児童虐待の防止等に関する法律の規定する臨検捜索許可状請求事件

エ 白河支部及び会津若松支部における勾留状発付後の休日の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の各事務並びにみなし勾留中の被疑者国選弁護人選任手続のうち、逆送決定後の休日の選任請求、職権選任、複数選任及び解任の各事務

(3) 事件の分配

事件の分配は、郡山支部において定めるところによる。

(4) 裁判官の代理順序

裁判長に差し支えがあるときは百瀬裁判官、裁判長（代理）に差し支えがあるときは菊地真帆裁判官がこれを代理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

### 3 白河支部

(1) 裁判官の配置 判 事 菊 地 拓 也

(2) 裁判官の代理順序

菊地拓也裁判官に差し支えがあるときは郡山支部の岩崎裁判官が填補してこれを代理する。

### 4 会津若松支部

(1) 裁判官の配置 裁判長 判 事 佐 藤 久 貴  
判 事 島 崎 順 二  
判 事 補 (職權特例) 本 村 理 絵

(2) 裁判事務の分配

ア 会津若松簡易裁判所及び田島簡易裁判所の裁判官に関する除斥、忌避事件

イ 会津若松検察審査会がした起訴議決に係る事件について検察審査会法第41条の9第1項に基づき公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定する事務（同条第4項に基づき公訴の提起前において指定弁護士の指定を取り消す事務を含む。）

(3) 事件の分配

事件の分配は、会津若松支部において定めるところによる。

(4) 裁判官の代理順序

裁判長に差し支えがあるときは、島崎裁判官、本村裁判官が順次これを代理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

### 5 いわき支部

(1) 裁判官の配置 裁判長 判 事 齊 藤 研一郎  
判 事 補 (職權特例) 有 本 祥 子  
判 事 補 (職權特例) 佐 藤 秀 海

## 判事補（職權特例）内村諭史

### (2) 裁判事務の分配

ア いわき簡易裁判所の裁判官及び刑事事件についての福島富岡簡易裁判所の裁判官に対する除斥、忌避事件

イ いわき検察審査会がした起訴議決に係る事件について検察審査会法第41条の9第1項に基づき公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定する事務（同条第4項に基づき公訴の提起前において指定弁護士の指定を取り消す事務を含む。）

### (3) 事件の分配

事件の分配は、いわき支部において定めるところによる。

### (4) 裁判官の代理順序

裁判長に差し支えがあるときは、有本裁判官、佐藤裁判官、内村裁判官が順次これを代理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

## 第3 本庁及び支部の開廷日割

別紙第1 「福島地方裁判所（本庁・支部）開廷日割一覧表」のとおり

## 第4 簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

(1) 福島簡易裁判所	簡易裁判所判事	久保田 祐 司
	簡易裁判所判事	小 川 理 佳
	簡易裁判所判事	島 田 環
	簡易裁判所判事	吉 岡 正 智
	簡易裁判所判事	荒 井 格
	簡易裁判所判事	園 田 稔
	簡易裁判所判事	飯 田 悠 斗
	簡易裁判所判事	山 崎 潤 一

(福島富岡簡易裁判所から填補)

(2) 郡山簡易裁判所	簡易裁判所判事	足立拓人
	簡易裁判所判事	下山洋司
	簡易裁判所判事	岩崎理子
	簡易裁判所判事	百瀬玲
	簡易裁判所判事	菊地拓也

(白河簡易裁判所から填補)

簡易裁判所判事	菊地真帆
簡易裁判所判事	本村理絵

(会津若松簡易裁判所から填補)

簡易裁判所判事	竹田美波
簡易裁判所判事	田山三夫
簡易裁判所判事	佐藤裕義
簡易裁判所判事	山崎潤一

(福島富岡簡易裁判所から填補)

(3) 白河簡易裁判所	簡易裁判所判事	菊地拓也
	簡易裁判所判事	三好浩治

(棚倉簡易裁判所から填補)

(4) 棚倉簡易裁判所	簡易裁判所判事	三好浩治
	簡易裁判所判事	菊地拓也

(白河簡易裁判所から填補)

(5) 会津若松簡易裁判所	簡易裁判所判事	佐藤久貴
	簡易裁判所判事	島崎卓二
	簡易裁判所判事	本村理絵
	簡易裁判所判事	佐藤徹

(6) 田島簡易裁判所	簡易裁判所判事 (兼務)	島崎卓二
-------------	--------------	------

簡易裁判所判事

佐藤久貴

(会津若松簡易裁判所から填補)

(7) いわき簡易裁判所

簡易裁判所判事

齊藤研一郎

簡易裁判所判事

有本祥子

簡易裁判所判事

佐藤秀海

簡易裁判所判事

内村諭史

簡易裁判所判事

板野繁樹

(8) 福島富岡簡易裁判所

簡易裁判所判事

山崎潤一

簡易裁判所判事

齊藤研一郎

(いわき簡易裁判所から填補)

簡易裁判所判事

有本祥子

(いわき簡易裁判所から填補)

簡易裁判所判事

板野繁樹

(いわき簡易裁判所から填補)

簡易裁判所判事

田山三夫

(郡山簡易裁判所から填補)

簡易裁判所判事

佐藤裕義

(郡山簡易裁判所から填補)

(9) 相馬簡易裁判所

簡易裁判所判事

岩田真吾

簡易裁判所判事 (兼務)

山崎潤一

簡易裁判所判事

久保田祐司

(福島簡易裁判所から填補)

## 2 裁判事務の分配

別紙第2「福島地方裁判所管内簡易裁判所における裁判事務分配一覧表」の  
とおり

## 3 裁判官の代理順序

各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。

序 別	被代理裁判官	代理裁判官	備 考
福島簡易裁判所	久保田 裁判官 山 崎 裁判官	福島簡易裁判所配置 の各裁判官において 協議	
郡山簡易裁判所	田 山 裁判官 佐藤（裕） 裁判官 山 崎 裁判官	佐藤（裕） 裁判官 田 山 裁判官 上記各裁判官において協議	
白河簡易裁判所	菊地（拓） 裁判官 三 好 裁判官	三 好 裁判官 菊地（拓） 裁判官	
棚倉簡易裁判所	三 好 裁判官	菊地（拓） 裁判官	
会津若松簡易裁判所	佐藤（久） 裁判官 島 崎 裁判官 本 村 裁判官 佐藤（徹） 裁判官	島 崎 裁判官 本 村 裁判官 佐藤（徹） 裁判官 佐藤（久） 裁判官	
田島簡易裁判所	島 崎 裁判官	佐藤（久） 裁判官	
いわき簡易裁判所	（民事につき） 板 野 裁判官 （刑事につき） 齊 藤 裁判官	齊 藤 裁判官 有 本 裁判官	

	有 本 裁判官	齊 藤 裁判官	
福島富岡簡易裁判所	(民事につき) 田 山 裁判官 佐藤(裕) 裁判官 山 崎 裁判官  (刑事につき) 齊 藤 裁判官 有 本 裁判官	佐藤(裕) 裁判官 田 山 裁判官 上記各裁判官において協議  有 本 裁判官 齊 藤 裁判官	
相馬簡易裁判所	岩 田 裁判官 久保田 裁判官	久保田 裁判官 岩 田 裁判官	

#### 4 開廷日割

別紙第3「福島地方裁判所管内簡易裁判所開廷日割一覧表」のとおり

#### 第5 調停主任裁判官の指定

調停主任を

福島地方裁判所	小 川 裁判官	吉 岡 裁判官
	荒 井 裁判官	
福島地方裁判所相馬支部	岩 田 裁判官	
同 郡山支部	足 立 裁判官	百 瀬 裁判官
同 白河支部	菊地(拓) 裁判官	
同 会津若松支部	島 崎 裁判官	本 村 裁判官
同 いわき支部	齊 藤 裁判官	有 本 裁判官
	佐藤(秀) 裁判官	内 村 裁判官
福島簡易裁判所	久保田 裁判官	山 崎 裁判官
郡山簡易裁判所	田 山 裁判官	佐藤(裕) 裁判官

	山 崎 裁判官
白河簡易裁判所	三 好 裁判官
棚倉簡易裁判所	三 好 裁判官
会津若松簡易裁判所	佐藤（徹）裁判官
田島簡易裁判所	島 崎 裁判官
いわき簡易裁判所	板 野 裁判官
福島富岡簡易裁判所	田 山 裁判官 佐藤（裕）裁判官
	山 崎 裁判官
相馬簡易裁判所	久保田 裁判官

とする。

#### 第6 労働審判官の指定

労働審判官を

福島地方裁判所 小 川 裁判官 吉 岡 裁判官 荒 井 裁判官  
とする。

#### 第7 被疑者国選弁護人選任請求等手続の処理について

1 当直を実施していない支部又は管内簡易裁判所が、休前日に勾留した被疑者について、同日のうちに被疑者国選弁護人候補の指名通知依頼ができなかった場合、又は休前日に被疑者国選弁護人候補の指名通知依頼をしたもの日本司法支援センターから同日中に指名通知がなかった場合において、選任請求を受理した府が相馬支部又は相馬簡易裁判所であるときは本府又は福島簡易裁判所が、福島富岡簡易裁判所であるときはいわき簡易裁判所が、白河支部若しくは会津若松支部、白河簡易裁判所、会津若松簡易裁判所、田島簡易裁判所又は棚倉簡易裁判所であるときは郡山支部又は郡山簡易裁判所が、それぞれその事務を引き継いで選任手続を処理する。

2 当直を実施していない支部又は管内簡易裁判所が休日に被疑者国選弁護人候補の指名通知依頼をした後の手続については、指名通知依頼をしたのが相馬支

部又は相馬簡易裁判所であるときは本庁又は福島簡易裁判所が、福島富岡簡易裁判所であるときはいわき簡易裁判所が、白河支部若しくは会津若松支部、白河簡易裁判所、会津若松簡易裁判所、田島簡易裁判所又は棚倉簡易裁判所であるときは郡山支部又は郡山簡易裁判所が、それぞれその事務を引き継いで選任手続を処理する。

- 3 当直を実施している支部又は簡易裁判所が年末年始等により宿日直を実施しない場合には、本庁又は福島簡易裁判所がその事務を引き継いで選任手続を処理する。
- 4 1ないし3の場合において、受理した庁が支部であるときは地方裁判所の裁判官が填補して処理し、受理した庁が簡易裁判所であるときは地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官がその職務を代行する。

#### 第8 福島富岡簡易裁判所の事務について

- 1 福島富岡簡易裁判所において取り扱う事務のうち、刑事事件に関する事務はいわき簡易裁判所に、その余の事務は郡山簡易裁判所に、それぞれ取り扱わせる。
- 2 郡山簡易裁判所及びいわき簡易裁判所においては、福島富岡簡易裁判所の事務を、それぞれ郡山簡易裁判所及びいわき簡易裁判所の事務として取り扱う。ただし、郡山簡易裁判所及びいわき簡易裁判所は、それぞれ福島富岡簡易裁判所の事務を本来の同裁判所の事務とは区別して取り扱い、福島富岡簡易裁判所の事務に復したときは、この取扱いに係る事務は全て福島富岡簡易裁判所において取り扱うものとする。

#### 第9 合議相当事件の処理について

相馬支部又は白河支部に係属した事件のうち合議体において審理することが相当であるものについては、相馬支部においては本庁に、白河支部においては郡山支部に、それぞれ回付する。

#### 第10 準抗告申立事件の処理について

1 支部に準抗告事件の申立てがあった場合において、当該支部で処理できない事情があるときは、郡山支部及び相馬支部においては本庁に、白河支部、会津若松支部及びいわき支部においては郡山支部に、それぞれ当該準抗告事件を回付する。ただし、郡山支部は、本庁との協議に基づき、郡山支部に代えて本庁に回付することを求めることができる。

2(1) 12月29日から1月3日までの期間及び同期間に連続する土曜日及び日曜日（以下「年末年始等期間」という。）に支部に準抗告事件の申立てがあった場合には、当該準抗告事件を本庁に回付する。

(2) 年末年始等期間における本庁の裁判体は、原則として本庁裁判官2名及び郡山支部からの填補裁判官1名で構成する。

(3) 所長は、(2)の構成のため、当該年の11月15日までに、年末年始等期間の各日について本庁裁判官に対する連絡順序を定める。

(4) 郡山支部長は、(2)の構成のため、年末年始等期間の各日について郡山支部裁判官に対する連絡順序を定め、当該年の11月15日までに所長に報告する。

#### 第11 医療観察法に基づく処遇事件の処理について

支部に医療観察法に基づく処遇事件の申立てがあった場合は、当該処遇事件を本庁に回付する。ただし、同法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てから鑑定入院命令の執行までの手続については、申立てのあった支部（相馬支部を除く。）において取り扱う。

#### 第12 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく事件の処理について

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく事件に関する事務は、本庁又は郡山支部で取り扱う。事件の分配は、本庁及び郡山支部の協議により定める。

#### 第13 起訴後第1回公判期日前の没収保全又は追徴保全に関する処分の処理につ

いて

起訴後第1回公判期日前の没収保全又は追徴保全に関する処分について、受訴裁判所である支部又は簡易裁判所に所属する他の裁判官がおらず、又はその全員が差し支えのため、当該支部又は簡易裁判所の裁判官が処理することができないときは、受訴裁判所が相馬支部であるときは本庁の裁判官が、白河支部、会津若松支部及びいわき支部であるときは郡山支部の裁判官が、相馬簡易裁判所であるときは福島簡易裁判所の裁判官が、白河簡易裁判所及び棚倉簡易裁判所であるときは郡山簡易裁判所の裁判官が、田島簡易裁判所であるときは会津若松簡易裁判所の裁判官が、福島富岡簡易裁判所であるときはいわき簡易裁判所の裁判官が、それぞれ填補して処理する。

#### 第14 その他

- 裁判官に差し支えがある場合において、上記により代理する者を定めることができないときは、所長がこれを代理する者を指名する。
- 本庁と支部間、支部相互間の事件の回付については、第10及び第11に定める場合を除き、関係する本庁、支部間の協議によることとし、協議が調わないときは、所長、本庁常置委員及び関係支部の支部長の協議によりこれを決する。

#### 附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

#### 附 則

この定めは、令和6年4月1日から施行する。ただし、簡易裁判所判事佐藤裕義及び板野繁樹の異動に伴い変更される部分は、同年3月25日から施行する。

#### 附 則（令和6年4月12日応急措置）

この定めは、令和6年4月15日及び16日、同年5月27日及び28日並びに同年6月17日から令和7年3月31日までの間、施行する。

(別紙第1)

## 福島地方裁判所（本庁・支部）開廷日割一覧表

庁別	合議制・1人制別	日割					備考
		月	火	水	木	金	
本庁民事部	合議事件（第一民事部、第二民事部）		○		○		
	小川 裁判官				○		
	吉岡 裁判官			○			
	荒井 裁判官					○	
本庁刑事部	合議事件（裁判員裁判）	○	○	○	○	○	
	合議事件（裁判員裁判以外）		○			○	
	島田 裁判官	○		○	○		
相馬支部	岩田 裁判官		刑事 ○			民事 ○	
郡山支部	合議事件（民事）		○				
	合議事件（刑事）（裁判員裁判）	○	○	○	○	○	
	合議事件（刑事）（裁判員裁判以外）	○	○	○	○	○	
	足立 裁判官			民事 ○		民事 ○	
	下山 裁判官	刑事 ○	刑事 ○			刑事 ○	
	百瀬 裁判官			民事 ○	民事 ○		
	菊地（真） 裁判官		刑事 ○		刑事 ○	刑事 ○	
	本村 裁判官	民事 ○				民事 ○	
白河支部	菊地（拓） 裁判官			民事 ○	民事 ○	刑事 ○	木は毎月第1、3、5に開廷
会津若松支部	合議事件			民事・刑事 ○	民事・刑事 ○		
	佐藤（久） 裁判官	刑事 ○					
	島崎 裁判官		民事 ○		民事 ○		火は毎月第1、3、5週に開廷
いわき支部	合議事件			民事 ○			
	齊藤 裁判官		刑事 ○				
	有本 裁判官	刑事 ○				民事 ○	
	佐藤 裁判官				民事 ○		
	内村 裁判官	民事 ○					

ただし、必要があるときは、この日割にかかわらず開廷することができる。

(別紙第2)

## 福島地方裁判所管内簡易裁判所における裁判事務分配一覧表

序別	氏名	民事	刑事	令状等	調停	保全	非訟 過料等	備考
福島簡	久保田祐司	全	公判請求全 正式裁判請求全 略式命令1/5 交通事件即日裁判手続	別途申 合せに よる。	1/3	全		
	小川理佳							
	島田環							
	吉岡正智							
	荒井格							
	園田稔							
	飯田悠斗							
	山崎潤一		略式命令4/5		2/3	全		
郡山簡	足立拓人			別途申 合せに よる。				白河簡易裁判所、会津若松簡易裁判所、棚倉簡易裁判所及び田島簡易裁判所における休日の勾留状発付後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の各事務は、郡山簡易裁判所において取り扱う。  郡山簡易裁判所において取り扱う福島富岡簡易裁判所の事件については、民事につき田山裁判官、佐藤裕義裁判官が各1/2担当し、調停につき田山裁判官、佐藤裕義裁判官、山崎裁判官が各1/3担当する。
	下山洋司		正式裁判請求1/2					
	岩崎理子							
	百瀬玲							
	菊地拓也							
	菊地真帆		正式裁判請求1/2					
	本村理絵							
	竹田美波							
	田山三夫	1/2			1/3	1/2	1/2	
白河簡	佐藤裕義	1/2			1/3	1/2	1/2	
	山崎潤一		全(ただし、正式裁判請求を除く。)		1/3			
棚倉簡	菊地拓也		正式裁判請求	2/5				
	三好浩治	全	全(ただし、正式裁判請求を除く。)	3/5	全	全	全	
会津若松簡	三好浩治	全	全(ただし、正式裁判請求を除く。)		全	全	全	
	菊地拓也		正式裁判請求					
田島簡	佐藤久貴		正式裁判請求	1/5				
	島崎卓二			1/5				
	本村理絵			1/5				
	佐藤徹	全	全(ただし、正式裁判請求を除く。)	2/5	全	全	全	
いわき簡	島崎卓二	全	全(ただし、正式裁判請求を除く。)		全	全	全	
	佐藤久貴		正式裁判請求					
福島富岡簡	齊藤研一郎		公判請求1/2 正式裁判請求1/2					福島富岡簡易裁判所における勾留状発付後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の各事務は、いわき簡易裁判所において取り扱う。
	有本祥子		公判請求1/2 正式裁判請求1/2					
	佐藤秀海			1/5				
	内村諭史							
	板野繁樹	全	略式命令全	4/5	全	全	全	
相馬簡	齊藤研一郎		公判請求1/2 正式裁判請求1/2					
	有本祥子		公判請求1/2 正式裁判請求1/2					
	板野繁樹		略式命令全	全				
	田山三夫	1/2			1/3	1/2	1/2	
	佐藤裕義	1/2			1/3	1/2	1/2	
	山崎潤一				1/3			
	岩田真吾		正式裁判請求	7/10	7/10			
	久保田祐司	全	全(ただし、正式裁判請求を除く。)	3/10	全	3/10	全	

※時間外令状は別途申合せによる。

(別紙第3)

福島地方裁判所管内簡易裁判所開廷日割一覧表

庁別	裁判官	日割					備考
		月	火	水	木	金	
福島簡	久保田裁判官	刑事 ○			民事 ○		交通切符処理は 第1木曜日
郡山簡裁	田山 裁判官				民事 ○	民事 ○	
	佐藤(裕) 裁判官			民事 ○		民事 ○	
	山崎 裁判官					刑事 ○	
白河簡	三好 裁判官			刑事 ○	民事 ○	民事 刑事 ○	
棚倉簡	三好 裁判官	民事 ○	民事 刑事 ○				
会津若松簡	佐藤(徹) 裁判官	民事 ○	民事 ○	刑事 ○			
田島簡	島崎 裁判官		民事 刑事 ○				第2、第4火曜日に開廷
いわき簡	齊藤 裁判官		刑事 ○			刑事 ○	
	有本 裁判官	刑事 ○					
	板野 裁判官		民事 ○	民事 ○			
福島富岡簡	(民事) 田山裁判官 佐藤(裕)裁判官 (刑事) 齊藤 裁判官 有本 裁判官						※事務移転中 (民事) 郡山簡裁 (刑事) いわき簡裁
相馬簡	久保田裁判官		民事 刑事 ○				

ただし、必要があるときは、この日割にかかわらず開廷することができる。